

## 天神町一丁目住民説明会の質疑

天神町一丁目

日時：平成23年9月10日（土）10時～11時40分

場所：天神地域センター

参加者数：75名

### 【町名について】

- ・町名案について、「町」がない町名は市内でどれくらいあるのか。  
→たかの台、花小金井の2か所である。
- ・町名は統一的に「天神町一丁目」がよい。
- ・二つの町がひとつの町になる地域の名称は、全く新しい名称としてもよいのではないか。  
→それぞれの地域で町名の維持を望む声があった。また、全く新しい、従来の町名と無関係な町名は避けてほしいとの要望を考慮し、花小金井を選択した。
- ・町名について、前回の説明会で四丁目となるのは不愉快だと意見したが、その意見をどのように反映するのか。  
→4という数字をもって、町名として使わないということはしない。他の実施地区においても四丁目は存在する。

### 【住居表示実施の是非について】

- ・住居表示を実施する根拠となるデータが示せないのか。  
→具体的に何件、郵便、警察、消防が迷ったかというデータはない。
- ・住居表示については、当初、反対の考えだった。配達などで、よく住所を聞かれてもわからない経験があったが、今日の説明を聞いて、住居表示が実施されれば、町区域や街区が道路などで区切られ、連続した住所となることがよくわかった。今では住居表示に賛成である。

### 【実施方法について】

- ・天神町から花小金井になるという案が以前配布された冊子には出ておらず、いきなりここで示されたようだ。  
→以前、冊子を配布した段階では、具体的な町名を審議する前であった。町名に関する案はいきなり示したのではなく、公開の場である審議会での審議を重ねた結果によるものである。
- ・自治会などからの意見を求め、賛成者の割合を増やしたうえで、実施するということができないか。  
→自治会へのアプローチについては検討する。
- ・今後の開発で街区割も変わり、住居表示し直すことが予想されるが、無駄ではないか。  
→一度実施した地域で、住居表示し直した地域はない。

・わかりにくい場所だけ住居表示実施すればよい。

→一部の場所だけ実施したのでは、わかりやすい住所とはならない。将来的にメリットのある制度であるので、理解してほしい。

・現段階で地域住民の合意を果たしていると言えるのか。

→地域住民全員の合意を得るのは難しいが、説明を重ね、理解を求めたい。

#### 【住所変更の手続きについて】

・住所変更はがきは50枚程度とのことだが、必要分配布してくれるか。

→必要に応じ、追加で配布する。

・住所変更はがきの有効期限はあるか。

→ない。

・住所変更と年金の届出のはがきは別のものか。

→そのとおり。

・旧住所を記載した郵便物は、10年後でも届くか。

→完全に保証できることではないが、郵便局へは数年間対応するよう依頼している。一覧表も配布するので、おそらく大丈夫であると思う。

・免許証の住所変更の期限は具体的にはいつまでか。

→法的には「変更後すみやかに」となっている。

・手続きについては無料とのことであるが、有料のものはあるのか。仮にないとしても、休暇取得しなければならない場合、給与保証はしてくれるのか。

→一般的なものについては、ほぼ無料であると理解している。給料保証の予定はない。損害が発生したとして、それが公に立証できるならば補償に応ずる。

・運転免許証の住所変更などは、（しなかった場合の罰則がどうなるといったことを考えることよりも）免許取得時に一生懸命だった時のような初心にかえり、各個人がきちっとやればよいと思う。

・住居表示で本籍表示はどうなるのか。

→自動的に変更となるので、手続きは不要である。他市に住民登録がある場合も、住民登録地へ市から通知する。

・運転免許証がICチップ内蔵でない場合も、警察署へ出向かなければならないか。

→更新のタイミングが近いと思われるので、更新に合わせて手続きしてほしい。

・障害があり、住所変更のために市役所へ行くのにも費用がかかる。

→市役所関係のほとんどの手続きは不要であり、東京都の医療証は直接送付するよう、調整中である。障害者手帳の手続きについては、急ぐものではないが、なるべく負担をかけない方法を検討中である。

#### 【その他】

・住居表示実施にあたり、街区案内板を取り付けてほしい。

→その予定である。

・（花小金井七丁目になる住民）郵便番号と市外局番は変わるのか。

→郵便番号は変更になる。市外局番は変更ないと思うが、変えないよう調整する。

・今後発生すると思われる、さまざまな不利益に対し、市は補償する用意はあるか。

→住居表示の実施によって住所が変わったことについての説明責任は負う。公的に市に賠償責任が認められれば応ずる。

・花小金井八丁目となる地域の形がいびつである点は解消しないのか。

→北側に食い込んでいる部分は東久留米市であり、行政界の整理となると住居表示とは異なるレベルの問題であると考えている。

・今回の住居表示によって、市民税の負担額は上がるか。

→そのようなことはない。